

令和6年3月1日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 有限会社外谷建設
業者の住所 : 長野県上水内郡信濃町大字柏原2896
- 指名停止措置期間 : 令和6年3月1日から令和6年5月31日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(有)外谷建設は、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。
このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年1月4日、建設業許可部局である長野県知事から営業停止処分を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(有)外谷建設が、建設業法違反により建設業許可部局である長野県知事から監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138